

令和8年度園芸やまがた産地発展サポート事業 持続できる園芸産地緊急支援事業

令和8年3月11日
園芸大国推進課

- 1 対象品目 すいか、メロン、えだまめ、トマト、きゅうり、なす、いちご、アスパラガス、にら、ねぎ、たらこの芽、うるい 等
さくらんぼ、ぶどう、西洋なし、りんご、もも、かき、すもも、かんきつ 等
「啓翁桜」、りんどう、ダリア、けいとう、トルコぎきょう、アルストロメリア、ばら、ストック、紅花 等
- 2 主な要件
 - 成果目標を設定しており、当該目標の実現が見込まれること
 - 既設の設備、機械及びハウスの使用年数が、法定耐用年数を超過していること
 - 既設の設備、機械及びハウスに比べて機能向上が図られること
 - 果樹の場合、樹園地継承データベース等に登録すること（65歳以上で後継者が決まっていない場合）
 - 農業機械等の場合、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする）に加入すること。
 - ハウスの場合、農業共済等に加入すること。
- 3 成果目標 販売額又は所得額を増加すること
- 4 事業の実施基準

事業種目	内容	事業実施主体	補助上限額	補助対象機械、資材
園芸施設における省エネ・省力化設備等緊急支援事業	園芸施設における省エネ・省力化に資する設備等の導入	○農業法人 ○農業者団体(3戸以上の農業者で組織する団体) ○農協等	○上限なし ○事業種目ごとの設置工事費を除いた事業費が税込み50万円以上	<p>【対象内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○園芸施設におけるヒートポンプ、内張多層カーテン、外張被覆資材、循環扇、環境制御装置、乗用草刈機、高所作業台車等の更新（機能性向上のための買い替え） *施工費については、導入費用は対象、撤去費用は対象外 *外張被覆資材の要件は、耐用年数を超過していること、機能向上していること、カタログ上5年以上展張可能であること、張り替えるハウスが省エネ効果を発揮するために支障のない状態であること *ハウス外側に設置する遮光資材は対象外 *ヒートポンプ設備の設置及び利用に必要な最低限の電気工事は補助対象 *内張多層カーテンの対象は、内張多層カーテン資材、多層設備の骨組みや開閉・巻き上げ資材、工事費 *機能性向上とは 加温機等をより省エネ性能が高いものや燃料消費量を削減できるも

				<p>のへ更新、被覆資材や内張カーテン等をより保温性の高いものへ張替等</p> <p>* カタログ、取扱説明書等、機能性向上がわかる新旧の資料を添付</p>
<p>共同利用施設における省エネ・省力化設備等緊急支援事業</p>	<p>共同利用施設における省エネ・省力化に資する設備等の導入</p>	<p>○農協等</p>	<p>○上限は 20,000 千円</p> <p>○事業種目ごとの設置工事費を除いた事業費が税込み 50 万円以上</p>	<p>【対象内容】</p> <p>○共同利用施設における自動梱包ライン、画像選果機械、二次元バーコードシステム、冷蔵設備、選果・選別に必要な機械・設備等の更新（機能性向上のための買い替え）</p> <p>* 機能性向上とは</p> <p>（例）重量（階級）のみの選果レーンに、果実の着色や障害など（等級）も判別可能となる画像選果機械の導入、二次元バーコードシステムの導入による選別・集出荷業務の省力化 等</p> <p>* カタログ、取扱説明書等、機能性向上がわかる新旧の資料を添付</p>
<p>園芸ハウス導入緊急支援事業</p>	<p>保温性、採光性、強度、耐久性、作業安全性等の機能性に優れた園芸ハウス（果樹、野菜、花き）の導入</p>	<p>○農業法人</p> <p>○農業者団体(3 戸以上の農業者で組織する団体)</p> <p>○農協等</p>	<p>○上限なし</p> <p>○事業種目ごとの設置工事費を除いた事業費が税込み 50 万円以上</p>	<p>【対象内容】</p> <p>○更新（機能性向上のための建て替え等）</p> <p>○ハウスと一体的に整備する「カタログ上 5 年以上展張可能な外張被覆資材」</p> <p>* パイプハウスの更新を想定</p> <p>* 雨よけフィルムは消耗品であるため対象外</p> <p>* 施工費については、導入費用は対象、撤去費用は対象外</p> <p>* 機能性向上とは</p> <p>（例）強度・耐久性向上、ハウス内の保温性向上、雨よけ被覆資材張り替えのための足場があるハウスに更新し作業安全性向上 等</p> <p>* 老朽化し使用していないハウスを更新し、園芸品目を栽培する場合は対象</p> <p>* 既存ハウス面積の 5 割以内の増、2 割以内の減の場合は対象</p> <p>* 写真や任意様式による機能向上がわかる新旧の資料を添付</p>

5 補助率：県 1 / 3（市町村負担は任意）